

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年9月9日（平成28年（行情）諮問第568号）

答申日：平成29年10月12日（平成29年度（行情）答申第257号）

事件名：特定文書に記載の「これまでの自衛隊の活動の実経験や国際連合の集団安全保障措置に関連する部隊行動規範や各国の活動の教訓を分析した」ことに関して行政文書ファイルにつづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「これまでの自衛隊の活動の実経験や国際連合の集団安全保障措置に関連する部隊行動規範や各国の活動の教訓を分析した」ことに関して行政文書ファイルにつづった文書の全て（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月29日付け閣安保第407号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件対象文書が存在しなければ、予定していた国会答弁が虚偽となるので、文書は必ず存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「文書は必ず存在するはずである」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、本件審査請求を受け、行政文書の特定を再度実施したが、本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年9月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年9月8日 | 審議 |
| ④ 同年10月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「『これまでの自衛隊の活動の実経験や国際連合の集団安全保障措置に関連する部隊行動規範や各国の活動の教訓を分析した』ことに関して行政文書ファイルにつづった文書の全て」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書が存在しなければ、予定していた国会答弁が虚偽となるので、必ず存在するはずであると主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有しているとは認められないため、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 審査請求人は、本件開示請求に係る平成28年5月28日付け行政文書開示請求書に、特定の想定問答集のうち、「問43『武力行使との一体化』論について、昨年の閣議決定における整理は、『これまでの自衛隊の活動の実経験』『国際連合の集団安全保障措置の実態等』を踏まえたとのことであるが、『実経験』や『実態等』の具体的な内容如何。」との想定問答を添付した上で、「これまでの自衛隊の活動の実経験や国際連合の集団安全保障措置に関連する部隊行動規範や各国の活動の教訓を分析した」こと（以下「本件分析」という。）に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て（本件対象文書）を求めている。

イ 審査請求人が上記開示請求書に添付した特定の想定問答集は、内閣官房国家安全保障局が作成した防衛大臣（安全保障法制担当大臣）用の想定問答集である。

ウ 本件開示請求を受け、処分庁において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認出来なかった。

さらに、本件対象文書について、処分庁の職員に対し聞き取りを実施したところ、本件対象文書にいう本件分析は、内閣官房国家安全保障局においては実施しておらず、同局以外の他省庁において実施しており、また、他省庁において実施した本件分析結果を同局は取得していないため、本件対象文書は保有していないとして、不存在につき不開示とする原処分を行った。

エ 本件審査請求を受け、処分庁において、再度、上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件分析の性質を踏まえると、内閣官房国家安全保障局において、本件対象文書は作成も取得もしておらず保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、同局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久